

2019年2月15日

各 位

会 社 名 株式会社ALBERT
 代表者名 代表取締役社長兼CEO 松本 壮志
 (コード番号：3906 東証マザーズ)
 問合せ先 執行役員CFO経営管理部長 新井 普之
 (TEL 03-5937-1610)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年2月15日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2019年3月27日開催予定の第14回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 単元未満株式を所有する株主の利便性向上のため、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度導入をいたしたく、変更案第9条（単元未満株式の買増請求）を新設するものであります。
- (2) 取締役会の機動的な開催のため、取締役及び監査役の全員が同意した場合には取締役会の招集手続を省略することができるよう現行定款第23条（取締役会の招集通知）の一部を変更するものであります。また、監査役会の機動的な開催のため、監査役の全員が同意した場合には監査役会の招集手続を省略することができるよう現行定款第36条（監査役会の招集通知）の一部を変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が変更され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となっております。ついては、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できることを目的として、現行定款第30条（取締役の責任免除）及び第41条（監査役の責任免除）の一部をそれぞれ変更するものであります。なお、現行定款第30条第2項の変更に関する議案の本定時株主総会への提出につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第45条（剰余金の配当等の決定機関）及び第46条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。また、これに伴い新設条文の一部と内容が重複する現行定款第6条（自己株式の取得）、第48条（期末配当金）及び第49条（中間配当金）を削除するものであります。
- (5) 上記の各変更に伴う所要の変更、その他、規定の削除及び表現の修正等、全般にわたって所要の変更や整理を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------------|--|
| 第1条～第3条（条文省略） | 第1条～第3条（現行どおり） |
| （新設） | <u>（機関）</u> <u>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1)取締役会</u> <u>(2)監査役</u> <u>(3)監査役会</u> <u>(4)会計監査人</u> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| 第4条～第5条 (条文省略) | 第5条～第6条 (現行どおり) |
| (自己株式の取得) | (削除) |
| 第6条 <u>当社は、取締役会議によつて市場取引等により自己株式を取得することができる。</u> | |
| 第7条 (条文省略) | 第7条 (現行どおり) |
| (単元未満株主の権利制限) | (単元未満株主の権利制限) |
| 第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(3) (条文省略) (新設) | 第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(3) (現行どおり) (4)次条に定める請求をする権利 |
| (新設) | (単元未満株式の買増請求) |
| | 第9条 <u>当社の株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる当社の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有していないときは、この限りではない。</u> |
| (株主名簿管理人) | (株主名簿管理人) |
| 第9条 (条文省略) | 第10条 (現行どおり) |
| 2. (条文省略) | 2 (現行どおり) |
| 3. (条文省略) | 3 (現行どおり) |
| (株式取扱規程) | (株式取扱規則) |
| 第10条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 | 第11条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 |
| (基準日) | (削除) |
| 第11条 <u>当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> | |
| 2 <u>前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によつて、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u> ことができる。 | |
| 第12条 (条文省略) | 第12条 (現行どおり) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| (新設) | (定時株主総会の基準日) |
| | 第13条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u> |
| (招集権者および議長) | (招集権者および議長) |
| 第13条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 | 第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 |
| 2 株主総会においては代表取締役社長が議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。 | 2 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。 |
| 第14条～第17条 (条文省略) | 第15条～第18条 (現行どおり) |
| (取締役会の設置) | (削除) |
| 第18条 <u>当会社は、取締役会を置く。</u> | |
| (取締役の員数) | (取締役の員数) |
| 第19条 当会社の取締役は <u>3名以上7名以内とする。</u> | 第19条 当会社の取締役は7名以内とする。 |
| 第20条 (条文省略) | 第20条 (現行どおり) |
| (取締役の任期) | (取締役の任期) |
| 第21条 (条文省略) | 第21条 (現行どおり) |
| 2 <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> | (削除) |
| (取締役会の招集権者および議長) | (取締役会の招集権者および議長) |
| 第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が <u>取締役会を招集し、議長となる。</u> | 第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。 |
| (取締役会の招集通知) | (取締役会の招集通知) |
| 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 | 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる、 <u>または取締役および監査役の全員の同意を得て招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。</u> |
| 第24条 (条文省略) | 第24条 (現行どおり) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> | <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、<u>取締役会の決議の目的事項について、当該事項の決議に加わることのできる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> |
| <p>第26条～第29条（条文省略）</p> | <p>第26条～第29条（現行どおり）</p> |
| <p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> | <p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> |
| <p>(監査役及び監査役会の設置) 第31条 <u>当社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(監査役の数) 第32条 当社の監査役は、<u>3名以内</u>とする。</p> | <p>(監査役の数) 第31条 当社の監査役は、<u>5名以内</u>とする。</p> |
| <p>第33条～第35条（条文省略）</p> | <p>第32条～第34条（現行どおり）</p> |
| <p>(監査役会の招集通知) 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> | <p>(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができ、<u>または監査役の全員の同意を得て招集手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> |
| <p>第37条～第40条（条文省略）</p> | <p>第36条～第39条（現行どおり）</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(監査役の責任免除) 第41条 (条文省略) 2 当社は、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> | <p>(監査役の責任免除) 第40条 (現行どおり) 2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> |
| <p>(会計監査人の設置) 第42条 <u>当社は会計監査人を置く。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(会計監査人の任期) 第43条 (条文省略)</p> | <p>(会計監査人の任期) 第41条 (現行どおり)</p> |
| <p>(会計監査人の任期) 第44条 (条文省略) 2. (条文省略)</p> | <p>(会計監査人の任期) 第42条 (現行どおり) 2 (現行どおり)</p> |
| <p>(会計監査人の報酬等) 第45条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>第46条～第47条 (条文省略) (新設)</p> | <p>第43条～第44条 (現行どおり)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第45条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議にはよらず、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(剰余金の配当の基準日) 第46条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u> 2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u> 3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金を配当することができる。</u></p> |
| <p>(期末配当金) 第48条 <u>当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金という」)を支払う。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(中間配当金) 第49条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p> | <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(<u>期末配当金の除斥期間</u>) 第50条 <u>期末配当金および中間配当金</u>が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 末払の<u>期末配当金および中間配当金</u>には利息をつけない。</p> | <p>(<u>配当の除斥期間</u>) 第47条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2 末払の配当金には利息をつけない。</p> |

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日

2019年3月27日（水曜日）（予定）

定款変更の効力発生日

2019年3月27日（水曜日）（予定）

以上